

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	令和7年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営、その他<寄附受付、決済、配送管理、コールセンター等>	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目 2番1号 株式会社 さとふる	(1)支援業務委託料 寄附金額の12%(税抜) (2)ワンストップ特例オンライン申請サービス利用料 月額6,000円(税抜) (3)返礼品調達費等(実費) (4)返礼品送料(サイズ・配送先により異なる/実費)	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイトへ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される。一方で、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信の観点から契約対象として適当と考える。なお、各サイトで掲載自治体数及び返礼品掲載数の情報が公表されていることから、注目度及び利便性が高いと推測される事業者の選定ができる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社さとふる」及びその他4サイトと契約する。 また、株式会社さとふるについては、ポータルサイトの運営、寄附受付、決済だけではなく、配送管理、コールセンター業務等が一体となっており、配送管理以降の業務を切り離した場合でも、一括した場合でも、同額の委託料となるため、一括業務として、「株式会社さとふる」と随意契約を結ぶ。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定される時) 【物品・委託役務関係業務】 (力)「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	地域経済振興室	令和7年度ふるさと納税ワンストップ特例にかか る業務	ふるさと納税(寄附金) の寄附者に対して交付 する寄附金受領証明書 等の発行及び発送、附 者から提出を受けたワ ンストップ特例申請書 の受付、審査、登録等 を行う業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目 2番1号 株式会社 さとふる	(1)書面発行 1件につき184 円(税抜) (2)ワンスト ップ特例申請書 の受付 1件につき220 円(税抜)	本業務は、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を経由する寄附受付に付随して発生する業務であり、ふるさと納税の寄附者に対して、寄附金受領証明書や、ワンストップ特例申請書等の発行、発送、受付を行うものである。 本業務に必要な寄附者の氏名、住所、寄附金額等の情報は、「株式会社さとふる」が管理をしているため、以下3つの理由から、「株式会社さとふる」と随意契約を結ぶ。 ① 関連する業務を同一事業者へ委託することで、個人情報を含む情報管理が一元的となり安全で、また、業務の効率化を図ることができるため。 ② 寄附者にとっては、さとふるが提供するサービスの中で、手続きの進捗状況を確認できるため、市への問合せを抑制する効果がある。また、ワンストップ特例のオンライン申請が可能となり、寄附者の利便性が向上するため。 ③ 別の事業者へ委託する場合、個人情報の移動に関する手間やリスクへの備えに対する経費等も別途必要となるため。 随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」 【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。」

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	地域経済振興室	令和7年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都品川区上大崎3丁目1番1号 株式会社トラストバンク	寄附金額の10%(税抜)	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイトへ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される。一方で、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信の観点から契約対象として適当と考える。なお、各サイトで掲載自治体数及び返礼品掲載数の情報が公表されていることから、注目度及び利便性が高いと推測される事業者の選定ができる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社トラストバンク」及びその他4サイトと契約する。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき) 【物品・委託役務関係業務】 (カ)「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	地域経済振興室	吹田市地域就労支援事業コーディネーター業務	地域就労支援コーディネーターを配置し、就職困難者からの就労相談に応じ、必要に応じた適切な情報提供や、関係専門機関への誘導を行うなど、相談者の課題解決に向けた適切な助言・指導を行う。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会	3,302,980円	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく本事業の実施にあたり、コーディネーターには、就職困難者が抱える様々な課題を解決するための能力と見識と合わせ、相談・支援技術等の専門性を有することが求められます。吹田市きしべ地域人権協会は、地域就労支援センターの設置要件である※地域就労支援コーディネーターを相談員として配置できることから、市民の自立と就労に向けた課題の解決に取り組むことができるものと考えられます。 また、生活安定のための就労を目標としながらも、複合的な課題を抱えることで、その達成が容易でない状況に直面する地域住民に対する相談業務にあたっては、何よりも当該地域の事情に精通していることが求められるところです。同協会は、長年にわたり、地域における諸問題への対処とその啓発に取り組む団体であることから、地域就労支援岸部センターを設置する区域の事情に精通しています。 本事業を実施するにあたり、当該地域の内外でこのような団体等は他に見出し得ません。 事業者選定審査会にて、上記のとおり判断されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会を交渉の相手先とするものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託関係業務】カ 特定の者でなければ当該役務を提供することができないときに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	文化スポーツ推進室	吹田市長杯(旗)体育大会等事業に関する業務	吹田市長杯(旗)大会等の実施	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市泉町1丁目1番1号 (公社)吹田市体育協会	26,597,580円	(公社)吹田市体育協会には、吹田市民からなる36の各種スポーツ連盟が加入しており、市民スポーツのニーズを的確に把握し、市民の競技力向上と健康づくり、体力の維持増進に大きく寄与している。当該協会は、本業務における各種大会及び教室、審判講習会等について各種スポーツ連盟とともに企画・運営を行うだけでなく、調整等のコーディネート業務も行っており、また、本業務を担う市民指導者の育成も実施している。本業務において、市民ニーズを把握しつつ、市民とともに業務を円滑に遂行できる唯一の団体であるため。(吹田市随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】)に該当。
6	文化スポーツ推進室	吹田市民文化祭(協議会部門)運営業務	吹田市民文化祭の実施	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市文化団体協議会	3,077,144円	本業務は、文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供し、本市の文化芸術を発展させようとするものである。 契約の相手方の吹田市文化団体協議会は、市民の文化意識の高揚に努めることを目的として設立された団体で、市内の文化関係団体を統括しており、市民との協働により本業務を実施できる唯一の団体であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
7	文化スポーツ推進室	第69回公募吹田市美術展覧会運営業務	第69回公募吹田市美術展覧会の実施	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市美術協会 会長 半田 裕哉	2,585,000円	本業務は、市民に文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供し、本市の美術の発展と市民の創作活動の促進を目的としているものである。 吹田市美術協会は市民及び市内に制作活動の場を有する美術家を中心として構成された団体で、美術を通じて吹田市民の文化教養の向上発展に寄与することを目的にしており、市民参加に取り組んできた長年にわたる実績がある団体は他にいないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	文化スポーツ推進室	日本語教室及び日本語学習支援業務	日本語教育の更なる充実やコミュニケーション支援の推進業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市津雲台1丁目2番1号 (公財)吹田市国際交流協会	8,081,700円	本業務は日本語の習得に加え、必要に応じてワンストップ相談センターとも密に連携し生活のあらゆる場面における総合的な支援に繋げていくことが目的であり、それらを一体的に実施できるのは(公財)吹田市国際交流協会のほかにはないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
9	文化スポーツ推進室	令和7年度吹田市民劇場等運営業務	吹田市民劇場等の実施	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市泉町2丁目29番1号 (公財)吹田市文化振興事業団	41,993,600円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものである。 契約の相手方である(公財)吹田市文化振興事業団は、吹田市文化会館の指定管理者であり、指定管理業務の申請要項には、吹田市から委託を受けて実施する受託文化事業として、「吹田市民劇場等運営業務」が明記されているため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)
10	文化スポーツ推進室	第16回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務	すいたティーンズクラシックフェスティバルの実施	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市泉町2丁目29番1号 (公財)吹田市文化振興事業団	2,764,300円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものである。 契約の相手方である(公財)吹田市文化振興事業団は、吹田市文化会館の指定管理者であり、指定管理業務の申請要項には、吹田市から委託を受けて実施する受託文化事業として、「すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務」が明記されているため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
11	文化スポーツ 推進室	外国人等支援及び国際 交流促進業務	外国人等の支援及び国 際交流に資する業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市津雲台1丁目2番 1号 (公財)吹田市国際交流 協会	31,555,700円	本業務は生活全般において多岐にわたる相談を円滑に行う ために、庁内の関係部署との信頼関係だけでなくNPO法人 等も含め公的な外部機関とのネットワークを有していることが 必要である。また、防災・災害時対応をはじめ市と連携しなが ら実施する公益性の高い事業も多く、最も効果的に事業を実 施できるのは(公財)吹田市国際交流協会のほかにはないた め。 (吹田市随意契約ガイドラインの令167条の2第1項第2号 (1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

5月～7月分については対象案件はありません。

令和7年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	吹田市ふるさと寄附金中間業務	ふるさと納税に係る配送管理、コールセンター等	令和7年9月1日から 令和10年8月31日まで (令和7年8月20日)	宮崎県都城市宮丸町 3070-1 シフトプラス株式会社	(1)委託業務の対価(税込) 20,000,000円 (予定額) (2)受領証等の送付業務 (税込) 94円/1件 (3)ワンストップ特例申請書受付業務(税込) 198円/1件(紙) 121円/1件(電子) (4)サーバー保守費用(税込) 22,000円/月額 (5)その他 返礼品調達費等(実費分)	公募型プロポーザル方式による事業者選定を行った結果、当該事業者が最優秀提案事業者となったため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 令第167条の2第1項第2号による随意契約 (随意契約ガイドラインの令第167場の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)
2	文化スポーツ推進室	吹田市学校施設予約管理システム構築運用保守業務	システム構築及び運用保守業務	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで (令和7年8月1日)	東京都渋谷区神宮前6-25-14 株式会社 スペースマーケット	26,006,750円	本業務はプロポーザル方式により、技術、ノウハウ等の競争が行われ、その結果選定した相手方と締結する契約であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)

9月～10月分については対象案件はありません。